

令和6年度

知的財産に係る手続き

生研支援センター企画情報部企画課

Copyright © 2024 BRAIN all Rights Reserved.

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です
(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

1. 委託契約書の用語の定義
2. 委託事業における“特許権等”の帰属
3. 知財関連手続きの流れ
4. R 6 年度の手続き変更内容
5. 知財関連手続きの使用様式（一覧表）（統廃合表）
6. 知財関連様式の記入法
7. 知財関連手続き上の留意点
8. 知財関連様式の掲載場所

1. 委託契約書の用語の定義

試験研究委託契約書（以下、「委託契約書」と表記） 第27条（用語の定義）

特許権等：「知的財産権」に相当

- 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権
及び これらを受ける権利
- 著作権
- ノウハウ

発明等：特許権等の保護対象になる内容（発明、考案、創作、育成、案出）

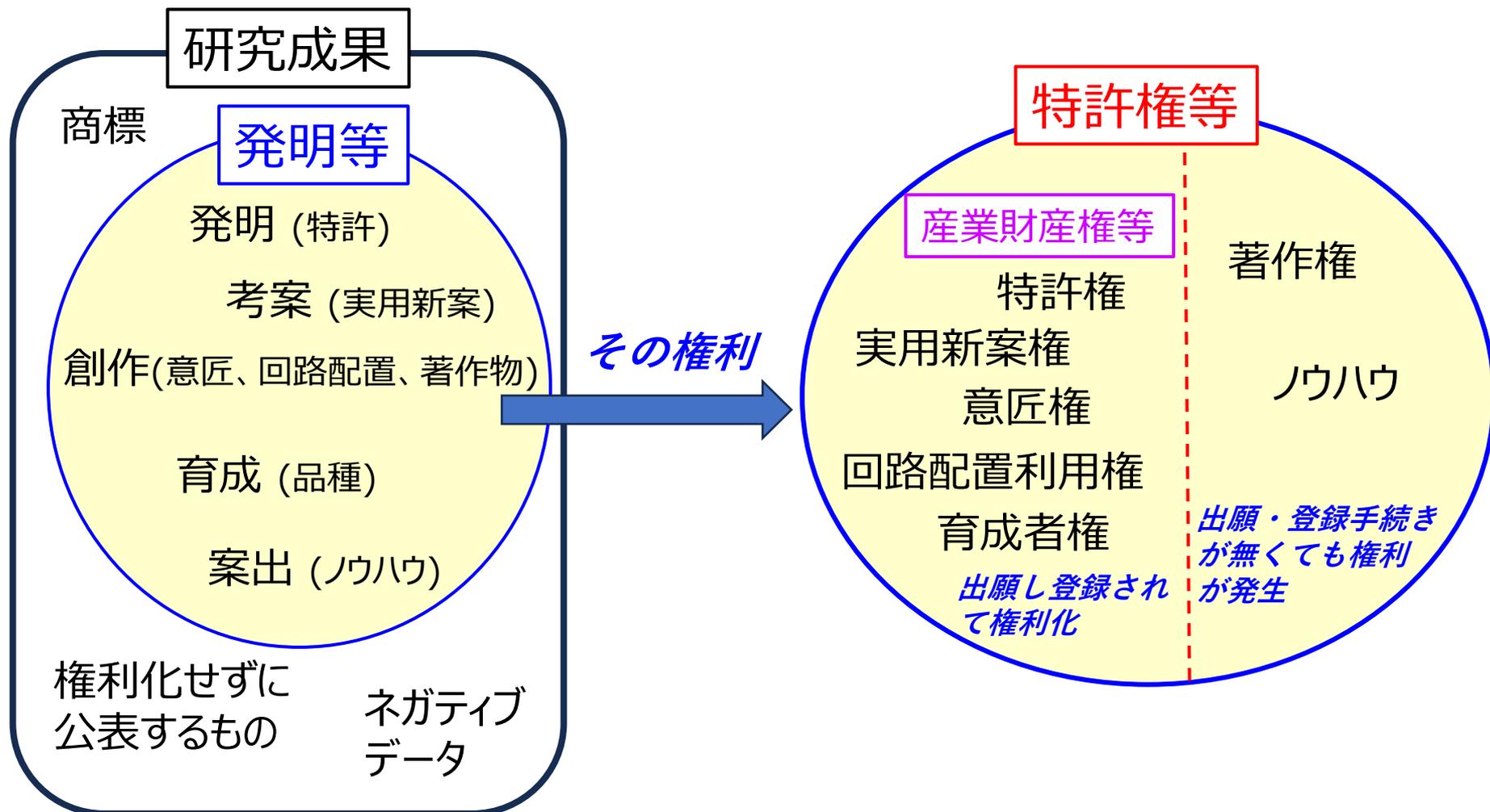
実施：特許法等の個別の法律で定義されている「実施」「利用」又は「使用」行為
特許の場合

- 1) 物の発明 ⇒ その物の生産、使用、譲渡等、輸出/輸入、譲渡等の申し出
- 2) 方法の発明 ⇒ その方法を使用する行為
- 3) 物を生産する方法の発明 ⇒ 2) の行為のほか、その方法によって生産した物についての1) の行為

「実施」の定義では、研究段階か実用段階かは区別していない。

1. 委託契約書の用語の定義

「知的財産」に相当



2. 委託事業における“特許権等”の帰属



国は、研究開発者の研究インセンティブを増強し、その成果を効率的に事業に活用するため、国の委託研究開発や請負ソフトウェア開発で得られた特許権等を、受託者が所定の事項を国に約束することを条件として100%受託者に帰属してもよい旨を定めている。

(日本版バイ・ドール制度：産業技術力強化法第17条)

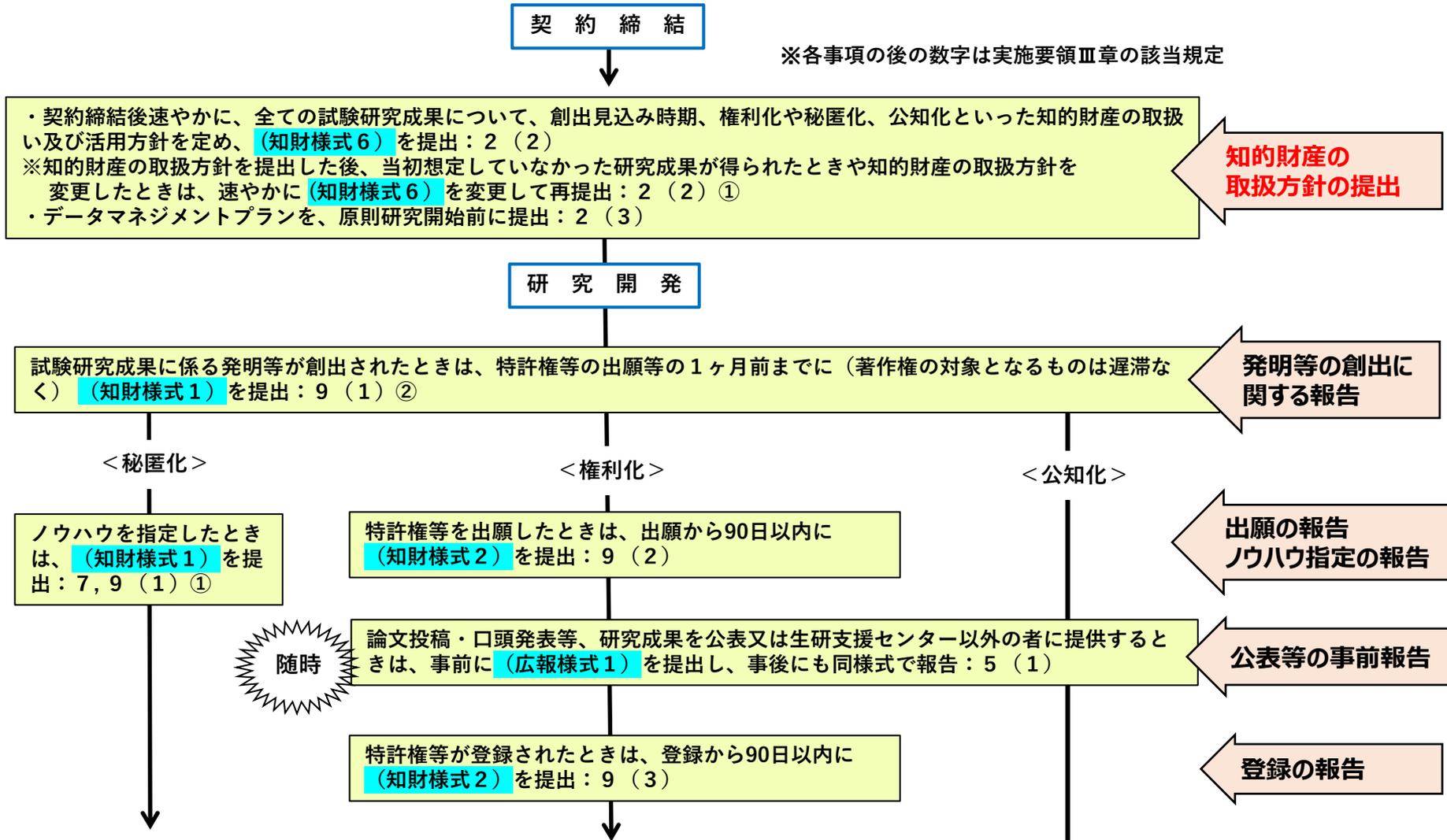
生研支援センターでは、以下の規定を委託先が約し遵守する場合に限り、国の資金で行った委託研究成果の特許権等を委託先である事業者に帰属させると定めている。

委託契約書 第33条第1項

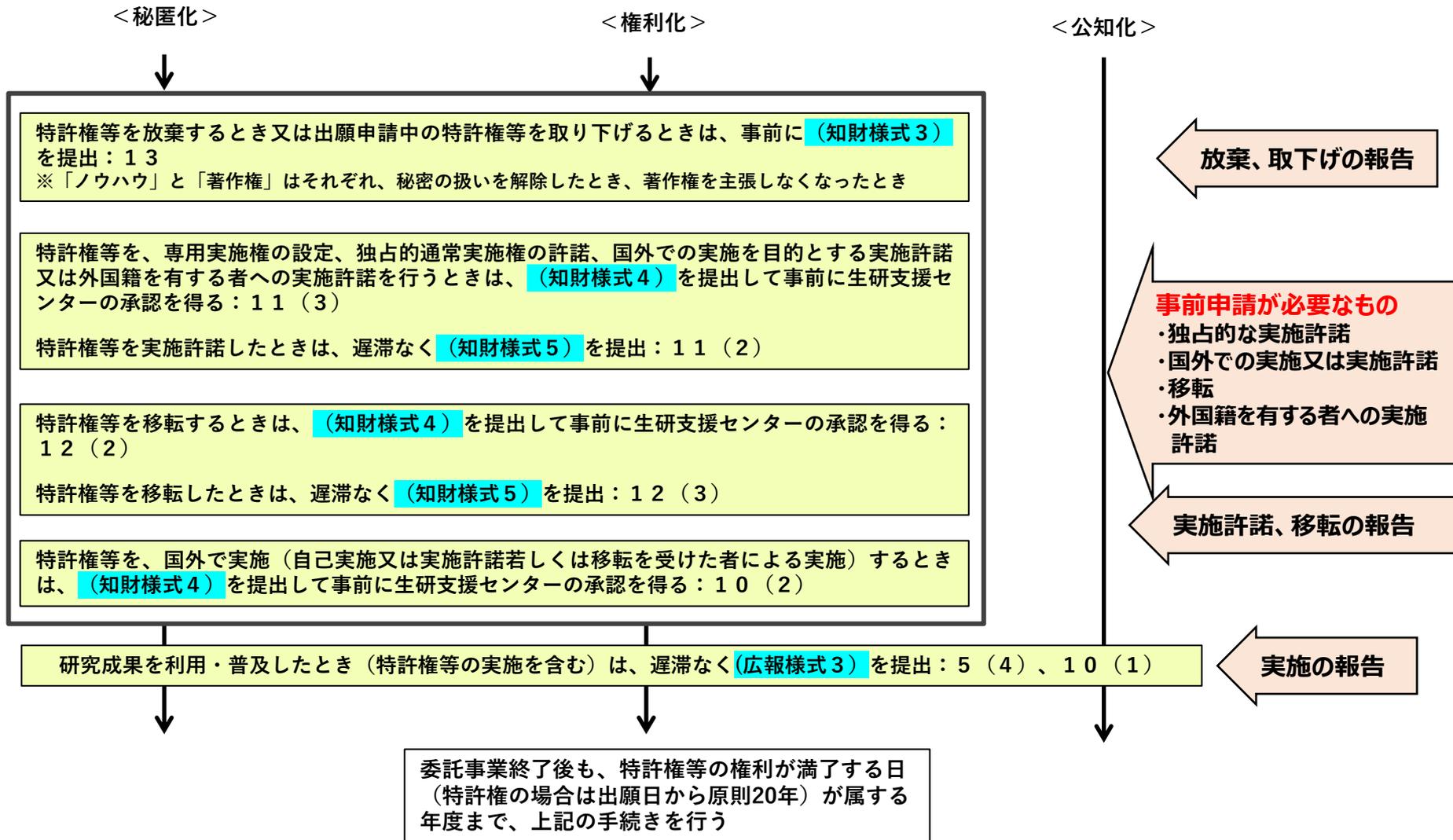
1. 研究成果に係る発明等を行ったとき、出願等を行ったとき及び設定登録を受けたときは生研支援センターに報告すること
2. 国の要請に応じて、公共利益のために特に必要な場合は、生研支援センターまたは生研支援センターが指定した者に無償実施又は利用することを許諾すること
3. 正当な理由なく相当期間特許権等を活用していない場合には、国の要請に応じて当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること
4. 第三者に当該特許権等の移転、独占的通常実施権の許諾又は専用実施権の設定若しくはその移転の承諾をするとき、例外として定めた場合を除いて、予め生研支援センターの承認を受けること
5. 当該特許権等が国外で実施される場合は、例外なく予め生研支援センターの承認を受けること

：R6年度にバイ・ドール条項に追記したが、従来から委託先の義務として他の条文に記載した事項

3. 知財関連手続きの流れ

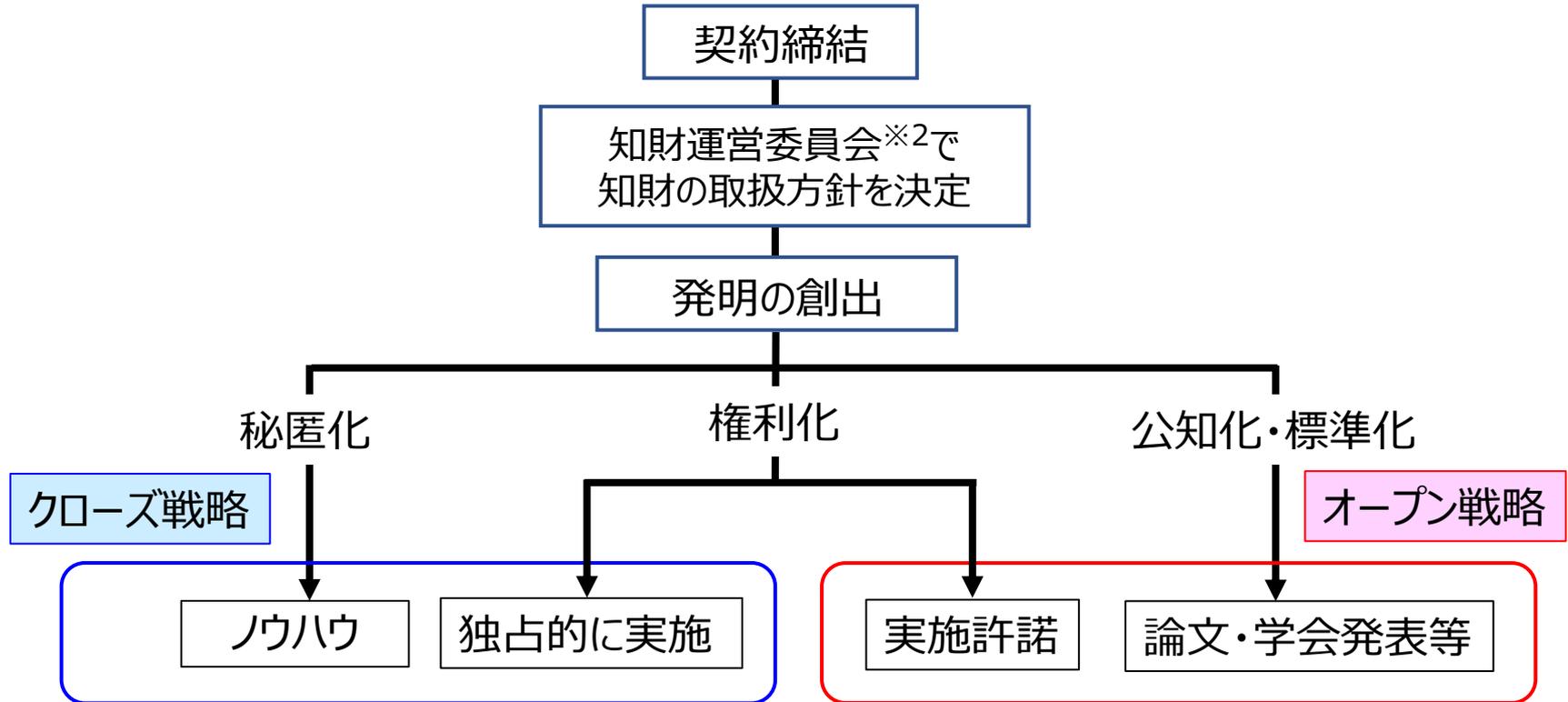


3. 知財関連手続きの流れ



3. 知財関連手続きの流れ

- 自ら保有する知的財産をオープンに活用、秘匿化するというオープン・アンド・クローズ戦略によって、技術の価値を最大化する取組が重要※1



- 農林水産業・食品産業等の現場とも連携しつつ、権利化と秘匿化の組合せや複数の知的財産権の組合せに取り組む。※3

※1) 「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年)の第1の1を参照。

※2) 知財運営委員会では、研究コンソーシアムにおいて「知的財産の取扱方針」を定め、権利化、秘匿化、公知化、標準化等の方針を審議・決定を行う。

※3) 「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年)の第3の3の(1)の①を参照。

4. R6年度の手続き変更内容

■ 様式の整理、手続きの簡素化、制度の廃止

変更内容	理由	委託契約書 実施要領
「特許権等実施報告書（知財様式3）」を「研究成果 利用・普及 報告書（広報様式3）」に統合 ：特許権等に係るものか否かによらず、報告内容は研究段階ではなく“利用・普及”段階のこととし、広報様式3で報告することに統一	特許権等の実施に関する重複報告を廃止するため	委託契約書第30条第5項、第35条第1項 実施要領Ⅲ章5.(4)、10.(1)
知財様式2に同居していた「特許権等出願取り下げ事前通知書」と、知財様式4に同居していた「特許権等放棄届出書」を抜き出して纏め、新たに「 特許権等放棄・出願取り下げ事前通知書（知財様式3） 」を設定	類似する2つの手続きの様式を纏めて分かり易くするため	委託契約書第38条第1項 実施要領Ⅲ章13.
「発明等報告書（知財様式1）」の報告対象から、権利化せず公知化する内容を削除	報告対象を「発明等」の定義内容に合わせるため	委託契約書第34条第1項 実施要領Ⅲ章9.(1)
技術情報の封印制度を廃止	先使用权の確保は当事者が行うことが適切であり、公証制度も活用できるため	委託契約書旧第32条、実施要領Ⅲ章旧19.を削除

赤字：様式名変更箇所

4. R6年度の手続き変更内容

■ 手続きの追加

変更内容	理由	委託契約書 実施要領
国外に保有する特許権等を移転する場合、又は「外国籍を有する者」への実施許諾や移転を行う場合（国内で実施する計画でも）は、国外実施の事前申請・承認の手続きを求めることを追加	より厳格に技術流出リスクを チェックするため	委託契約書第36条 第3項、第37条第3 項 実施要領Ⅲ章11.(3) ③、12.(2)
国外実施申請書（知財様式4）の承認にあたり参考とするポイントに、農水省の「海外ライセンス指針」を踏まえた取組になっていることを追記	より厳格に技術流出リスクを チェックするため	実施要領Ⅲ章10.(2)

4. R6年度の手続き変更内容

■ 内容の明確化に伴うもの

変更内容	理由	委託契約書 実施要領
広報様式1の名称を「研究実施内容発表等事前・事後通知書」に変更し、事前に加えて事後報告も求めることを明記；事前提出の時期については「必ず事前に十分な時間的余裕をもって」と追記	従来の名称では事後報告の位置づけが不明確だったため	委託契約書第30条第2項 実施要領Ⅲ章5.(1)
広報様式1と広報様式3の報告義務期間をそれぞれ明記、変更	広報様式1の報告義務期間が従来は明記されておらず、広報様式3については知財様式3と統合したため期間を変更	委託契約書第30条第2項、第30条第5項 実施要領Ⅲ章5.(1)、5.(4)
特許権等の「実施許諾」と「国外実施」における“実施”は用語の定義どおりであるが、「実施報告」の“実施”には研究段階のことは含まないと明記	定義どおりに運用すると日々の研究業務も報告事項に該当するため	実施要領Ⅲ章10.(1)、10.(2)、11.(1)
ノウハウの定義に、「秘密として管理すべき」と指定したものであるという要件を追加： 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値があるもののうちから…… 秘密として管理すべき と指定したもの	不正競争防止法が定める“営業秘密”の要件に合わせるため	委託契約書第27条第2項第三号 実施要領Ⅲ章1.④

赤字：様式名変更箇所

5. 知財関連手続きの使用様式（一覧表）

知的財産の手続き	時期	使用様式
知財方針の策定	契約締結後速やかに	知財様式 6 : 知的財産の取扱方針
発明等（知的財産の創出）	出願前に報告（ノウハウは指定時に、著作物は遅滞なく）	知財様式 1 : 発明等報告書
国内出願、国外出願	事後報告（90日以内）	知財様式 2 : 特許権等出願通知書 兼特許権等登録通知書
国内登録、国外登録	事後報告（90日以内）	知財様式 2 : 特許権等出願通知書 兼特許権等登録通知書
放棄、取下げ	事前通知	知財様式 3 : 特許権等放棄・出願取下げ事前通知書
発表等	事前（十分余裕をもって）及び事後通知	広報様式 1 : 研究実施内容発表等事前・事後通知書
国内実施	事後報告	広報様式 3 : 研究成果利用・普及報告書
国内通常実施権許諾（非独占的）	事後報告	知財様式 5 : 特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書
国外実施	事前申請	知財様式 4 : 特許権等国外実施申請書 兼特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書 兼特許権等移転申請書
	事後報告	広報様式 3 : 研究成果利用・普及報告書
国外通常実施権許諾（非独占的）	事前申請	知財様式 4 : 特許権等国外実施申請書 兼特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書 兼特許権等移転申請書
	事後報告	知財様式 5 : 特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書
独占的通常実施権許諾、専用実施権設定、移転、外国籍を有する者への実施許諾若しくは移転	事前申請	知財様式 4 : 特許権等国外実施申請書 兼特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書 兼特許権等移転申請書
	事後報告	知財様式 5 : 特許権等実施許諾報告書 兼特許権等移転報告書

事業終了後も権利が消滅するまで報告や申請の義務がある：[委託契約書第 5 5 条（存続条項）](#)

5. 知財関連手続きの使用様式（統廃合表）

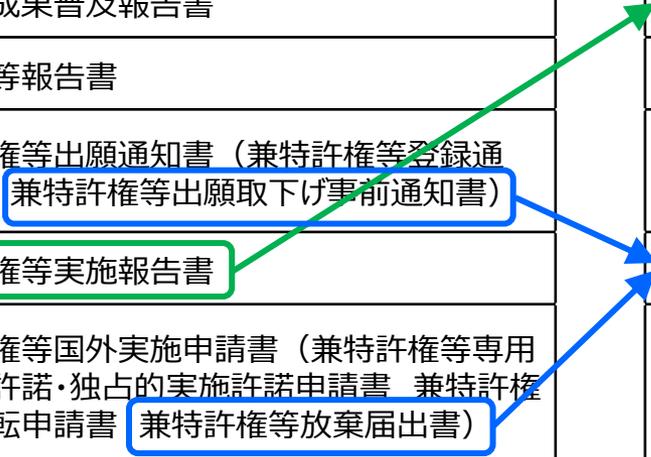


旧

新

様式	名称
広報様式 1	研究実施内容発表事前（事後）通知書
広報様式 2	共催等名義使用申請書
広報様式 3	研究成果普及報告書
知財様式 1	発明等報告書
知財様式 2	特許権等出願通知書（兼特許権等登録通知書 兼特許権等出願取下げ事前通知書）
知財様式 3	特許権等実施報告書
知財様式 4	特許権等国外実施申請書（兼特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書 兼特許権等移転申請書 兼特許権等放棄届出書）
知財様式 5	特許権等実施許諾報告書（兼特許権等移転報告書）
知財様式 6	知的財産の取扱方針

様式	名称
広報様式 1	研究実施内容等発表事前・事後通知書
広報様式 2	共催等名義使用申請書
広報様式 3	研究成果利用・普及報告書
知財様式 1	発明等報告書
知財様式 2	特許権等出願通知書（兼特許権等登録通知書）
知財様式 3	特許権等放棄・出願取下げ事前通知書
知財様式 4	特許権等国外実施申請書（兼特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書 兼特許権等移転申請書）
知財様式 5	特許権等実施許諾報告書（兼特許権等移転報告書）
知財様式 6	知的財産の取扱方針



6. 知財関連様式の記入法① 知財様式 6

知的財産の取扱方針の策定

(研究成果の考え方と方針の作成)

委託契約書

第28条 乙は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議決定)に準じて、また「生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針」(令和4年12月13日生物系特定産業技術研究支援センター)に基づき研究成果の管理を行うものとする。

2 乙は、本契約の締結後速やかに甲に事前協議を行い、知的財産の方針を定め、「知的財産の取扱い方針(知財様式6)」を甲に提出しなければならない。また、研究の進捗に応じて知的財産の方針を変更する場合は、甲に事前協議を行った上で、同様に「知的財産の取扱い方針(知財様式6)」を甲に提出しなければならない。

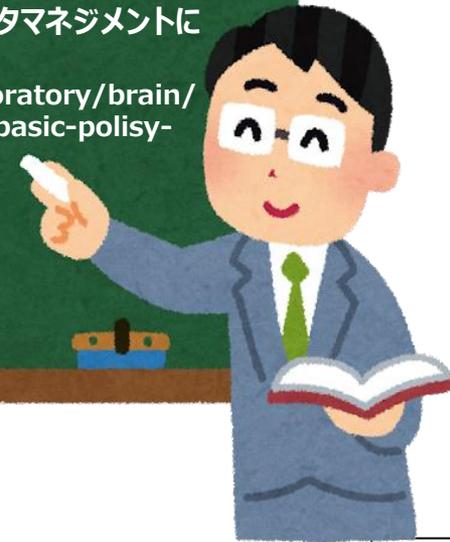
3 乙は、管理対象データに係るデータマネジメントプランを、原則として研究開始前に甲へ提出しなければならない。

知的財産の取扱い方針を生研支援センターと協議しながらよく検討して定めるとともに、個々の管理対象データに係る収集・管理・利活用などのプランも立ててください。

- 研究成果の管理に当たっては、農水省の知的財産に関する方針に準じるとともに、生研支援センターのデータマネジメントに係る基本方針に基づきデータマネジメントプランを作成する等の対応が必要です。

【農林水産研究における知的財産に関する方針】
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/intellect-7.pdf>

【生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針】
https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/20221213_BRAIN-basic-policy-management.pdf



6. 知財関連様式の記入法① 知財様式 6



(知財様式 6) 知的財産の取扱方針

★委託契約締結後、速やかに本様式を提出、
取扱方針を変更した場合は、その都度速やかに提出

e-Rad課題ID(半角英数字)

12345678

e-Rad番号を忘れずに!

(知財様式 6)

令和 〇年 〇月 〇日

「〇〇 (事業名)」に係る知的財産の取扱方針

委託契約締結後、コンソーシアムにおいて知的財産の取扱方針を定め、各事業の規定に従って本様式を提出してください。
(取扱方針を変更した場合はその都度提出。)

1. 課題番号及び研究課題名

課題番号 00000

研究課題名 〇〇特性を持った△△新品種の育成、栽培技術及び長期貯蔵技術の開発

2. 知的財産の取扱方針の作成者

コンソーシアム名 〇〇コンソーシアム

代表研究機関名 △△研究所

研究代表者名 〇〇領域長 〇〇 〇〇

3. 研究参画機関名

▲▲県農業試験場
(株) ■■

4. 研究実施期間

令和〇年度～令和〇年度

6. 知財関連様式の記入法① 知財様式 6



5. 研究成果の知的財産としての取扱いに関する基本方針

以下について記載すること。

- ① 当該研究課題において開発される予定の主な技術等（技術、品種、装置、機械、物質、素材、プログラム、データベース等）と、当該技術の知的財産としての取扱いに関する基本的な方針を記載すること。
- ② 当該研究課題の研究成果による特許権等と区別するため、本課題の社会実装に必要となる「委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等（バックグラウンド知財）」について、これから出願を予定しているバックグラウンド知財も含めて記載すること。また、コンソーシアム構成員だけではなく、第三者（例えば協力機関等）が保有する知財が必要となる場合についても併せて記載すること。
- ③ ①②等を踏まえて、それらの知的財産権を活用した社会実装（基礎研究の場合は、実用化研究へ発展）への道筋を記載すること。なお、海外展開等を予定している課題については、市場の拡大と技術流出防止の観点から考慮した上で方針を記載すること。

第三者の知財も対象

※1) 研究機関名は、バックグラウンド知財を提供しようとする研究機関（協力機関及び第三者のバックグラウンド知財も含む）を記載する。協力機関及び第三者には組織名の後ろに（協力機関/第三者）のように表示する。

6. バックグラウンド知財の概要

研究機関名 (構成員、研究機関名) ※1	本委託研究開始前から保有していた特許権等及び本委託研究によらずに取得した特許権等 (バックグラウンド知財) ※2				本委託研究課題との関連 ※3
	発明(品種)の名称	出願番号 出願日	出願案件の ステータス	登録番号 登録日	
△△研究所 ▲▲県農業試験場	〇〇の特性を持った 新品種の育成	特願2018-123456 2018/4/1	登録済	特許第xxxxxx号 2021/10/10	出願人/権利者： 課題名：
△△研究所 ▼▼大学 (第三者)	××性を有するイネ科 植物の作出方法	出願予定 (□年×月頃) ※4			出願人/権利者： 課題名：

※4) 出願予定は、現在出願準備中もしくは本委託研究期間中にバックグラウンド知財として出願を予定しているもので、本委託研究の成果である特許権等と区別したいものを記載する。

※2) バックグラウンド知財は、本研究に利用しようとするものを記載する。

※3) 本委託研究課題との関連は、バックグラウンド知財を利用することが想定される委託研究課題名を記載する。

6. 知財関連様式の記入法① 知財様式 6



※1) 小課題名、担当研究機関名、研究成果の概要及び創出年度は、研究予定期間中に実施する全ての小課題に係る内容を記載する。

※2) 知的財産の取扱い及び活用方針は、研究予定期間すべてについて記載するよう務めるものとするが、少なくとも委託契約年度において得られる成果については記載する。

7. 各小課題における知的財産の取扱い

小課題名 (項目の場合は、 大項目・中項目・小 項目を記載) ※1	担当研究機関名 (構成員名)	想定される研究成果及び知的財産としての取扱い			
		研究成果の概要	創出 年度	知的財産としての取扱い ※2	知的財産としての活用方針 ※2
1. ○○の特性を持った●●新品種及び○○の特性を最大限引き出す栽培方法の開発	△△研究所 ▲▲県農業試験場	○○の特性を持った新品種の育成	R6	育成者権 (国内、国外)	国内種苗会社等へF1品種として広く利用許諾し普及する。また、海外流出を防ぐため、親系統は秘匿化する。
		温室での自動温度管理及び栽培を行うプログラム	R7	著作権 (プログラム) ※3	自動で温度測定、温度調整から栽培までを一環して行うプログラムをイチゴの温室栽培で活用する。
2. ●●の長期貯蔵条件の解明及び長期貯蔵の開発	△△研究所 (株) ■■	●●の長期貯蔵を可能とする包装材の開発	R5	特許権 (日本) 権利者: (株) ■■	(株) ■■において実用化する。
		新たな包装材を用いた●●の長期貯蔵方法	R8	ノウハウとして秘匿 (5年間) ※4	包装材の販売と合わせて、秘密保持契約を締結した上で、販売先の情報開示する。なお、5年間ノウハウとして秘匿後、マニュアル化して公知化する。

※3) 本様式に記載いただく著作権の種類としては「プログラム」があげられるが、プログラムには「アプリケーション (ソフト)」、「OS (オペレーティング・システム)」、「モジュール」、「ソースコード」、「クラウドシステム」等が含まれる。

※4) ノウハウとは、「試験研究委託契約書」第27条2項3号の『技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値があるもののうちから、乙及び乙構成員が協議して秘密として管理すべきと指定したものである』です。

7. 知財関連様式の記入法② 知財様式 1



(知財様式 1) 発明等報告書

★ ノウハウも含めて、発明等がなされた際にまず提出する様式

(知財様式 1)

発明等報告書

e-Rad課題ID (半角英数字) **12345678** e-Rad番号を忘れずに!

令和〇年〇月〇日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(報告者)

研究機関名： **発明等を行った委託先の研究機関名を記す。**

研究実施責任者名： **上記研究機関の研究実施責任者名を記す。**

【契約履歴 記載例】

※**単年度契約 (例:単年度契約で令和5年4月1日～令和8年3月31日まで、3年間実施した場合)**

・【令和5年4月1日付、令和6年4月1日付、令和7年4月1日付け委託契約に基づく～】と記載してください。

※**複数年度契約 (例:令和5年4月1日付けで複数年度契約をしている場合)**

・【令和5年4月1日付け委託契約 (令和〇年〇月〇日変更契約) に基づく～】と記載してください。

・変更契約をしている場合は、**直近の変更契約日を () 書き**で記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約 (変更契約している場合は「(〇〇年〇月〇日変更契約)」と付記する。) に基づく下記 1 項記載の委託試験研究の成果として、下記 2 項に記載した発明等を行ったので (コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記。) 、報告します。

1. 本報告に係る委託試験研究の概要

事業名	〇〇〇〇〇事業
研究領域 (研究課題) 名 「試験研究計画書名」	〇〇〇〇〇〇〇 各事業の研究領域、研究分野、研究課題等を記入する。 「〇〇〇〇〇〇〇の開発」
コンソーシアム名、 代表機関名・代表者名	コンソーシアム：コンソーシアム方式でない場合は記入不要。 代表機関名：委託契約書の「代表機関名」、「代表者名」を記入する。
研究代表者名	××大学 〇〇太郎
試験研究の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

6. 知財関連様式の記入法③ 知財様式 2



(知財様式 2)

★特許等を出願（PCT出願、指定国移行も対象）、及び登録を行ったときに提出する様式で、使用頻度が高い

e-Rad課題ID(半角英数字)

12345678

e-Rad番号を忘れずに

取下げ事前通知書は
知財様式 3 に移動

令和〇年〇月〇日

(知財様式 2)

該当する□にチェック

- 特許権等 出願通知書
- 特許権等 登録通知書
- ~~特許権等 出願取下げ事前通知書~~

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

(通知者)

研究機関名：

代表者名： 上記研究機関代表者の役職名と氏名を記す。

↓ 該当する□にチェック

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（令和〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記 1 項記載の委託試験研究の成果として得られた下記 2 項記載の特許権等を出願したので、出願したことを証する資料を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）通知します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（令和〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記 1 項記載の委託試験研究の成果として得られた下記 2 項記載の特許権等を登録したので、登録したことを証する資料を添えて（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）通知します。

~~令和〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約（変更契約している場合は「（令和〇〇年〇月〇日変更契約）」と付記する。）に基づく下記 1 項記載の委託試験研究の成果として得られた下記 2 項記載の特許権等を出願取下げたいので、（コンソーシアム方式の場合は「代表機関を通じて」を追記）事前に通知します。~~

特許等を「出願」した場合（PCT出願、指定国移行時も）

特許等を「登録」した場合

6. 知財関連様式の記入法④ 広報様式 1



(広報様式1) 研究実施内容発表等事前・事後通知書

広報様式1 研究実施内容発表等
事前・事後通知書

e-Rad課題ID (半角英数字)

12345678

コンソーシアム名：○○○
○○○○○

※白色セルに入力してください。

研究実施機関					報告の具体的な情報							
提出日 ※セル書式「文字列」※「YYYY/MM/DD」形式	生研支援センター受領日※セル書式「文字列」※「YYYY/MM/DD」形式	試験研究計画名又は実施課題名	研究実施機関(構成員名)	研究実施者名	発表形態(①学会等発表(ポスター発表含む)、②論文発表(学術誌、雑誌等)、③マスコミ取材(TV、新聞)、④プレスリリース、⑤HP掲載、⑥イベント開催、⑦出願公表(使用しない)、⑧試作品、研究データ等の第三者への提供、⑨その他)※プルダウン選択	発表タイトル※適当なタイトルがない場合は、簡略な件名を記載	発表者、著者、対応者全員の氏名および所属(所属がD列の研究実施機関である場合は省略可)	公表の内容(概要)公表内容の概要を200字以内で記載するか、「別紙の通り」と記し公表原稿を添付する。加えて、①学会等発表の場合は、大会、研究会等の名称、開催予定日時を記す。②論文発表の場合は、投稿予定誌名を記す。③マスコミ取材の場合は、取材日、マスコミ名、取材者氏名、放映・掲載予定日を記す。④イベント開催の場合は、イベント名、開催予定日時を記す。⑤試作品、研究データ提供の場合は、第三者の名称を記す。なお、NDA、共同研究契約書等の添付が必要な場合がある。	事業名の明示(表記、口頭)事業名の記載がない場合は事業の成果として認められません。	【公表内容の権利化について】 ・特許権等の出願(もしくは出願予定)例) 特許権等の出願：出願済/出願予定(○○年○月) ・未出願で公表する理由(出願済の場合は記載不要)例) 未出願で公表する理由：○○○のため先に公表するが1年以内のなるべく早期に出願する。	プレスリリース、マスコミ取材後の発表実績の有無※プルダウン選択	公表後、この欄に確定情報を追記のうえ再度ご提出ください。 (掲載された要旨集・雑誌名、巻号ページ、放映・掲載年月日、番組名、新聞名・掲載面URL等。イベント開催等の場合は、参加者数)

★不特定多数又は特定の第三者への情報公開
・試作品等の提供時に事前提出する様式で、事後にもその結果を報告
報告義務期間：委託研究開始日から、委託期間の最終年度が終わった5年後まで

秘密保持や特許出願の有無に留意すること！

6. 知財関連様式の記入法⑤ 知財様式3

(知財様式3)

★旧知財様式3（特許権等実施報告書）を広報様式3に統合し、放棄と出願取下げを事前通知するための様式として新たに知財様式3を設置

(知財様式3)	e-Rad課題ID(半角英数字)	12345678
特許権等実施報告書 特許権等 放棄・出願取下げ事前通知書		
令和 年 月 日		

省庁へ「放棄」又は「取下げ」の手続きを行う場合はその区分で通知していただくが、現在では両者の法律上での知的財産権の扱いに差異はない。

所定期間内に手続きをせずに“放置”する場合は、事例ごとに「放棄」又は「取下げ」を判断して通知。

6. 知財関連様式の記入法⑥ 広報様式3



(広報様式3)

研究成果利用・普及報告書

★研究成果全般について、研究段階ではなく利用・普及された内容の報告様式

委託等研究で得られた研究成果について、下記のとおり、利用・普及されたので報告します。

特許権等の「実施報告」も利用・普及した内容が対象

2. 特許権等を使用する場合の対象特許権等（該当しない場合は記入不要） ← 旧知財様式3と統合したので記入表を追加。

特許権等の種類	登録番号 / 出願番号等	特許権等の名称	特許権等権者 / 発明者 (共有特許権等の場合は共有者を連記)
特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、著作権、ノウハウ等 ※いずれかを記載。	○○○○-○○○○号 出願日： 年 月 日 登録日： 年 月 日 (権利期間： 年 月 日迄)	※英文の場合は和文を併記。	××大学 / 発明太郎 ××研究所（第三者） / 発明花子 ※特許権等権者が委託先又は構成員以外の者である場合は「（第三者）」を明記。

3. 利用・普及状況 : 普及した（研究成果が世の中に広まっている）と判断する場合はチェックを入れてください。 ← 旧広報様式3で報告した社会実装段階の内容のときはチェック。

開発した技術等の名称	※利用・普及した技術名等を記載。
開発した技術等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・利用・普及されている開発技術等の概要がわかるように記載し、上市又は事業化された場合は、農業資材、農業機械、農薬、食品等、製品化して上市した商品名を記載。 ・生産現場に導入された場合は、生産技術や開発した技術等の内容がわかるように記載。 ・育成マニュアルなど、HP等に内容を掲載している場合には、そのURLなどを記載。

6. 知財関連様式の記入法⑥ 広報様式3



「研究成果利用・普及報告書（広報様式3）」の報告事項

利用・普及とは

実施要領Ⅲ章5.(4)

- ・試作品の開発
- ・モニター調査の実施
- ・試験栽培や介入試験の実施
- ・資金調達を開始
- ・事業会社の設立
- ・製造設備の設置
- ・奨励品種への採用
- ・現場への技術導入や導入拡大
- ・種苗や製品の販売、サービスの提供・拡大
- ・その他、これに類するもの

旧「特許権等実施報告書（知財様式3）」を統合
従来 of 広報様式3による報告事項よりも少し早期の実施内容から報告

利用・普及のステージが進めば
都度その状況を報告

	研究段階	実用段階	報告義務期間※
特許権等の実施	—	←→	発明等がなされて以降 権利存続期間終了まで
その他の技術の実施	—	←→	委託研究開始日から、委託期間 の最終年度が終わった5年後まで

各課題の実情に応じて判断

※従来は、委託期間中又は
委託期間終了後3年以内

6. 知財関連様式の記入法⑦ 知財様式 4

(知財様式 4)

★唯一の事前申請の様式。 申請書にこれまで同居していた「放棄届出書」は本様式から削除し、新たな「知財様式 3」へ移動

	e-Rad課題ID(半角英数字)	12345678
(知財様式 4)		
<input type="checkbox"/>	特許権等 国 外 実 施 申 請 書	
<input type="checkbox"/>	特許権等 専用実施許諾・独占的实施許諾 申請書	
<input type="checkbox"/>	特許権等 移 転 申 請 書	
<input type="checkbox"/>	特許権等 放 棄 届 出 書	
		令和〇年〇月〇日

委託契約書 第35条第2項

国外で実施する場合（自己実施、実施許諾若しくは移転を受けた者による実施）の事前申請

委託契約書 第36条第2項

独占的通常実施権の許諾、専用実施権の設定若しくはその移転を行う場合の事前申請

委託契約書 第36条第3項

国外での実施を目的とする実施許諾、**外国籍を有する者に実施許諾する場合**の事前申請

委託契約書 第37条第2項

移転を行う場合の事前申請

委託契約書 第37条第3項

国外に保有する特許権等を移転する場合、**国内に保有する特許権等を外国籍を有する者に移転する場合**の「特許権等国外実施申請書」の追加提出

： R 6 年度に追加

6. 知財関連様式の記入法⑦ 知財様式 4

事前申請を必要とする手続き

- 様式の後ろの記入区分表を参照し記入

申請区分		実施場所	記入する表		
			<国外実施※>	<専用実施許諾・ 独占的実施許諾>	<移転>
1	自己実施	国外	○		
2	通常実施許諾	国外	○		
3	専用又は独占的実施許諾	国内のみ		○	
4	専用又は独占的実施許諾	国外	○	○	
5	移転	国内のみ			○
6	移転	国外	○		○

外国籍を有する者への実施許諾と移転の際の事前申請手続きを追加

※ 国内実施を計画する外国籍を有する者（個人にあっては日本国以外の国籍を有する者、団体にあっては設立の準拠法にかかわらず、外国資本が50%超又はそれに準ずる者）に実施許諾若しくは移転をする場合も該当します。

- 註）・ 国外案件（実施場所が国外、相手が外国籍を有する者）には申請の例外規定は無い
- ・ 国内での自己実施、又は日本国籍の者に対し国内で非独占的に実施許諾する場合は事前申請不要

6. 知財関連様式の記入法⑦ 知財様式4

国外での実施（自己実施、実施許諾若しくは移転を受けた者による実施）、国外での実施を目的とする実施許諾、外国籍を有する者に実施許諾若しくは移転する場合には、国外実施の事前申請が必要です。国費を使って得られた研究成果が外国で使用され、その結果、国内の農林水産業や食品産業等に思わぬブーメラン効果を引き起こすことがないようにしなければなりません。

★上記の申請を承認するかの審議に当たり、参考とするポイントは以下のとおりです。
これらの観点から問題ないか説明できるように整理願います。

- 国内農林水産業・食品産業等に**悪い**影響を及ぼさないこと。
- 国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと。
- 国内企業の競争力の維持に対する不利益をもたらさないこと。
- 「**海外ライセンス指針**」（令和5年12月25日農林水産省策定）を踏まえた取組になっていること。
- 研究成果を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと。
- 研究成果を活用するための事業計画等を有し、実用化・商品化が見込まれること。
- 農林水産業・食品産業等に関する技術の向上が見込まれること。

赤字：R6年度追記内容



国外案件の場合は**例外なく**、
また**試験研究目的の実施**であっても**事前申請が必要**です！

実施要領Ⅲ章10.(2)

※ 試験研究目的のことが「実施」に含まれないのは、「実施報告」の場合のみ。

実施要領Ⅲ章10.(1)

6. 知財関連様式の記入法⑧ 知財様式5

(知財様式5)

★実施許諾又は移転を行ったときの報告様式

(知財様式5)

e-Rad課題ID(半角英数字) 12345678

特許権等 実施許諾 報告書

特許権等 移 転 報告書

令和 年 月 日

大きな変更点はない。

■ 「実施許諾報告書」の記入事項や添付書類を簡素化

- ・記入表の「実施許諾の理由」欄を削除
- ・添付資料から実施計画の資料、その他の資料を削除

申請案件に該当する実施許諾は「知財様式4」で検討済み。

国内での非独占的な実施許諾についてはそこまで管理する必要はない。

7. 知財関連手続き上の留意点

実施許諾先、移転先に約させる事項

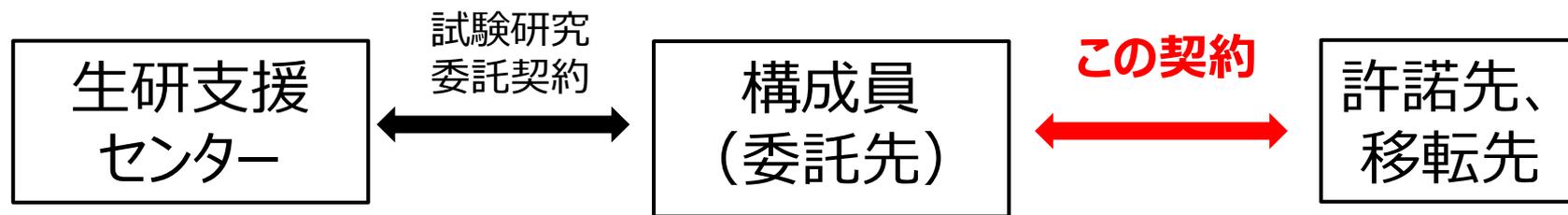
生研支援センターは、実施許諾先や移転先とは直接契約できないため、実施許諾や移転を行う場合には、**権利者である構成員と許諾先／移転先との間の契約において**、生研支援センターと構成員（コンソーシアム）が締結した委託契約書の関係条項（実施報告等）の運用に支障が生じないように定めることを規定。

委託契約書 第36条第1項、第37条第1項

⇒ 許諾先／移転先の第三者は実施状況などを構成員に通知し、構成員が生研支援センターに報告。

※ 実施許諾における「実施」には、定義どおり試験研究を目的とするものも含む。

実施要領Ⅲ章11.(1)



- 実施許諾、移転の申請書／報告書には**契約書の写しの添付が必要**

7. 知財関連手続き上の留意点

(特許権等の帰属)

委託契約書

第33条

3 乙構成員は、第1項の規定により乙構成員に帰属するとされた当該特許権等に係る**国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願**を行う場合は、**出願に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願である旨**を表示しなければならない。

国内の ◎特許出願

◎実用新案登録出願

◎意匠登録出願

を行う場合は、(記載例)のとおり、出願に係る書類に「**国等の委託研究の成果に係る出願である旨**」を記載することを忘れないでください!



(記載例)

実施要領Ⅲ章 8. (3)

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】の欄を設けて記載。

「令和○年度、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター『○○○事業(△△△プロジェクト)』、産業技術力強化法第17条の適用を受ける
□□出願」

8. 知財関連様式の掲載場所

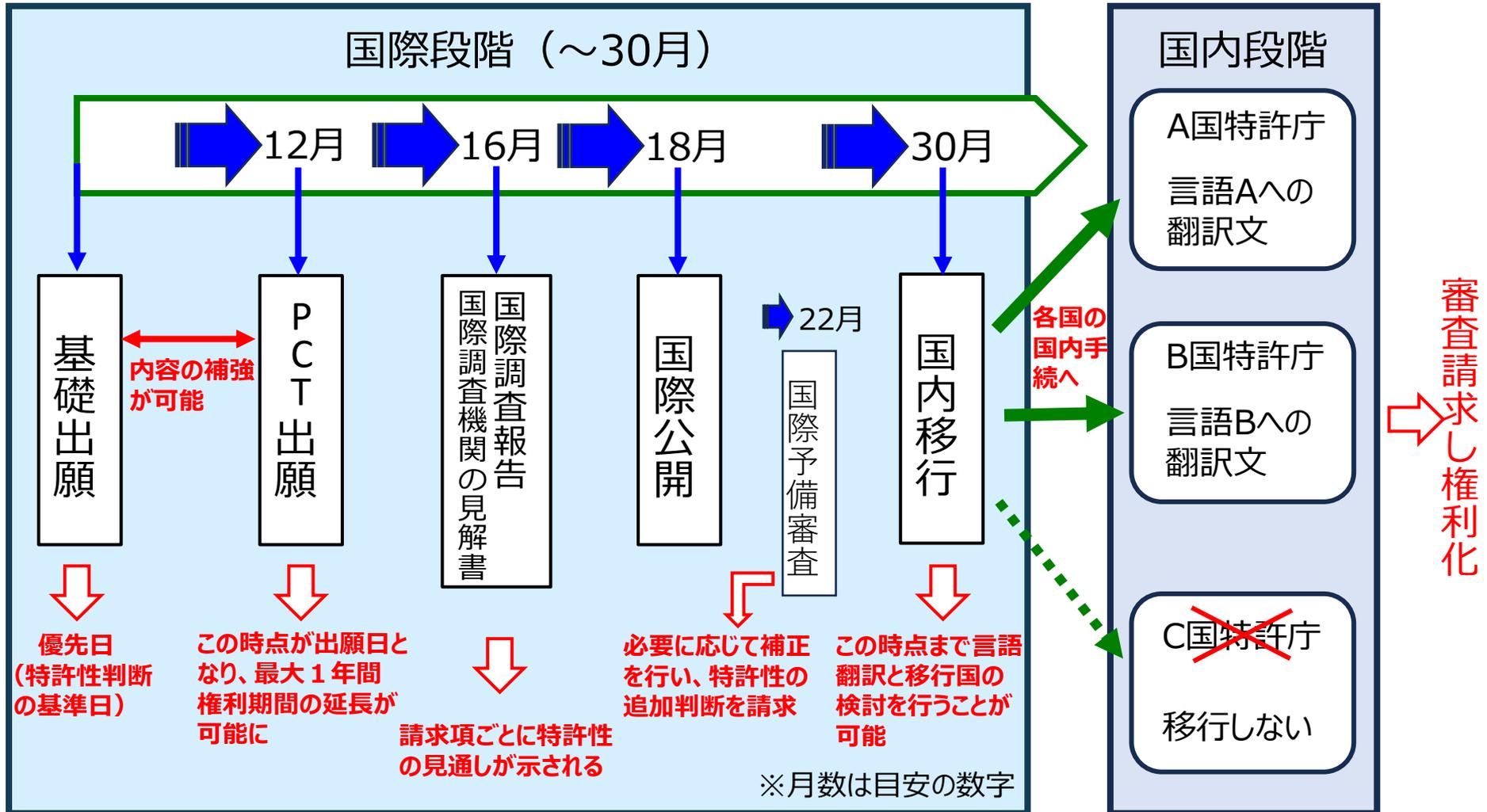
生研支援センターのホームページから
【委託業務研究実施要領（事務処理関係） 共通様式等】をクリック！



- 委託業務研究実施要領 ～事務処理関係編～
- 関係通知等
- 委託契約補足資料
- 広報様式
- 事業様式
- 経理様式
- 知財様式
 - 知財様式1 発明等報告書 [Word: 40.1 KB]
 - 知財様式2 特許権等出願通知書(兼登録通知書) [Excel: 16.2 KB]
 - 知財様式3 特許権等放棄・出願取下げ事前通知書 [Excel: 16.3 KB]
 - 知財様式4 特許権等国外実施申請書(兼専用実施許諾・独占的実施許諾申請書・兼移転申請書) [Excel: 71.7 KB]
 - 知財様式5 特許権等実施許諾報告書(兼移転報告書) [Excel: 16.1 KB]
 - 知財様式6 知的財産の取扱方針 [Excel: 20.4 KB]

参考：特許の海外出願制度(PCT出願)

■ 日本の特許庁に日本語で出願すれば全てのPCT加盟国に出願した扱いになる



特許庁 令和元年度知的財産権制度説明会（実務者向け）資料の図を参照し作成

基礎出願時、PCT出願時、国内移行時、設定登録時には知財様式2による報告が必要です。